

弁護士に聴く



判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士 大嶽達哉

118



労災事故が起きたら

労働者が就業中に事故に遭った場合、事業主はどのような責任を負うことになるでしょうか。

就業中の事故「労働災害事故」、いわゆる労災事故が発生した場合、事業主は、労働者が安全に就労できるように配慮する義務(安全配慮義務)に違反したとして、被害を受けた労働者に対し、その損害を賠償すべき義務を負います。労働者が被る損害としては、怪我をした際などの治療費、通院費のほか、入院や後遺症の慰謝料、後遺症により得られなくなった所得(逸失利益)などがあります。事業者

としては、これらの損害について賠償する義務を負うこととなります。

これらの損害は、特に慰謝料と逸失利益は多くの場合、非常に高額になります。事業主がこれをすべて賠償するのは困難なことが多く、仮にすべてを支払ったときには事業そのものが破綻してしまうおそれすらあります。

そこで、ご承知のとおり「労働者災害補償保険」、いわゆる労災保険の制度が制定されています。労災保険では、事故に遭った労働者に対し、治療費への給付(療養補償給

付)
 ■ 休業した期間の収入への給付(休業補償給付)
 ■ 後遺症により障害が残ったことへの給付(障害補償給付)
 などが行われます。労働者が不幸にも死亡した場合には、遺族に対しても給付があります。これらのうち、障害補償給



付には、障害補償年金と障害補償一時金との2つがあります。障害補償年金は後遺症として重度の障害が残った場合に給付され、軽い場合には障害補償一時金が給付されます。障害の重さは、14段階の等級に分かれており、労働者は、その等級認定を受けて、障害補償給付を受けることになり

ます。このほか、後遺症への給付には、特別支援金などがあります。

また、これらの労災保険での給付とは別に、「障害年金」の制度があります。障害年金は、労災かどうかにかかわらず、怪我などにより障害が残った場合、厚生年金や国民年金に加入していることで、年金を受け取れる制度です。

これらは、事故が起きた場合に、労働者が確実に補償をうけるための制度です。事業者は、労働者がこれらの給付を受けられるか、または給付額が確定すると、その範囲で、労働者が損害賠償と同等の利益を受けたとして、その分について賠償する義務を負わなくて済むこととなります(損益相殺)。

しかし、それでもなお、労働者の損害のすべてが賠償されずに残ることが少なからずあります。この場合、労働者は、事業主に対し、残った損害について、その賠償を請求することができます。労災保険などの給付を受けられない部分として、多くの場合、後遺症慰謝

料や逸失利益が該当します。特に、後遺症として重い障害を負った場合、又は若年者の被害者について将来にわたって就労に影響がある場合には、逸失利益の額が、数千万円となることも稀ではありません。この場合、事業者としては、安全配慮義務を尽くしたことを、労働者に過失があることなどを主張して争うことになりませんが、その解決は容易ではなく、長期の訴訟が必要となることもあります。

【筆者紹介】

大嶽達哉法律事務所 所長
 愛知県雇用労働相談センター 相談員

在日外国人労働者・海外駐在員・在外現地職員等の労働問題を多く扱う。

当協会開催セミナー等の講師として活躍。

平成29年「外国人労働者適正活用セミナー」、令和元年「人材確保活用総合対策セミナー」、令和4年定時総会「特別講演」ほか。

イラスト・源 安孝